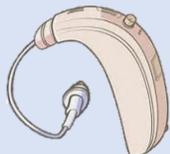


東浦町難聴者 補聴器購入費 助成事業

補聴器を必要としている方へ



← 医療機器認証取得済みの補聴器が助成対象



申請窓口

東浦町役場 ふくし課（東浦町役場本庁舎 1階）

開庁時間：平日 午前9時から午後4時まで（2026年4月1日から）
毎月第3水曜日のみ午後7時まで

対象者



- 18歳以上、東浦町在住
- 両耳の聴力レベル30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 次の町内の指定医療機関において補聴器が必要と判断された方

- ・みやこクリニック
- ・おがわ耳鼻咽喉科クリニック

助成額



- 補聴器購入費の2分の1
- 助成金の上限額2万円

注) 助成金の交付は、
助成対象者につき1回限り

【問い合わせ先】

東浦町 ふくし文化部 ふくし課

■ 所在地：東浦町緒川政所20番地

■ 電話：0562-83-3111（内線129）



詳しくは
こちらから！

手続きの流れ

1 申請書類等入手

注) まずは、ふくし課へ相談

申請に必要な以下の3点の様式を準備します。

- ①申請書 (ふくし課窓口、町ホームページから入手)
- ②医師意見書 (ふくし課窓口、町ホームページから入手)
- ③補聴器の見積書 (補聴器販売業者から入手)

2 指定医療機関を受診

指定医療機関を受診し医師意見書を記載してもらう。(有料)

3 補聴器の見積書

補聴器販売店で購入予定の補聴器の見積書もらう。
(宛名は申請者) ※対象補聴器：医療機器認証取得済みのもの

4 申請書類を提出

以下の3点の書類をふくし課へ提出します。

- ①申請書
- ②医師意見書
- ③補聴器の見積書

町ホームページ
はこちら↓



5 申請の結果

補助受けられる場合、「交付決定通知書」
補助受けられない場合、「申請却下通知書」

←申請者に次の書類が届きます。

6 補聴器の購入

交付決定通知書が届いたら、補聴器を購入します。
※通知書が届く前の購入は、補助の対象外です。

決定通知日から60日以内または申請時と同じ年度の末日のいずれか早い日までに請求書等を提出

7 請求書等の提出

請求書と購入した補聴器の領収書 (写しでも可) の2点の書類をふくし課に提出します。

審査後、適正であれば指定口座に振込み

指定医療機関	住所	電話番号
耳鼻咽喉科みやこクリニック	東浦町石浜なかね12番地の7	0562-82-3859
おがわ耳鼻咽喉科クリニック	東浦町緒川旭10番地の3	0562-82-5200